



幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する 3歳から5歳児クラス等の 子どもの利用料が無償化されます



幼稚園、認定こども園、認可保育所等

■ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもの利用料が無償化

■ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもは、市民税非課税世帯が無償化

- 私学助成幼稚園については、月額25,700円まで無償となります。
- 地域型保育（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も無償化の対象となります。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。
幼稚園については、満3歳から無償化の対象となります。
- 無償化に伴い副食（おかず・おやつ等）の費用が実費負担となります。
通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者負担となります。
年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子（※）以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
※国基準：幼稚園・認定こども園（教育利用）は小学校3年生、認可保育所・認定こども園（保育利用）は就学前児童から数えて第3子以降の子ども

幼稚園の預かり保育

■ 保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が、月額11,300円まで無償化

- 利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円を上限として無償となります。

認可外保育施設等

■ 保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもで、保育所・認定こども園等を利用していない場合、利用料が月額37,000円まで無償化

- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円までの利用料が無償となります。
- 認可外保育施設等とは、届出済認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等です。

障害児通園施設等

■ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が無償化

- 幼稚園、認定こども園、認可保育所等と併用する場合も無償化の対象となります。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。

